

要 請 書

2010年3月

法務大臣殿

西日本入国管理センター殿

2001年、当時の森山法務大臣は、長期被収容者について「仮放免を弾力的に運用するというようなやり方で柔軟に対応いたしております」と国会で答弁しています。しかし、貴センターは、この間、難民申請者、日本人や在留資格のある外国人配偶者、さらには退去強制処分を不服として係争中の者などの仮放免申請を次々と不許可にし、多くの長期被収容者を生み出しています。森山発言の背景には、長期収容は精神的、肉体的苦痛を被収容者に強いるものであり、「長期収容は人権侵害である」という批判が、日本社会において、また国際的にも高まったことがありました。私達は、長期収容の常態化というあの忌まわしい過去へ歴史を逆戻りさせることを容認することはできません。

私たちは、外界と遮断された密閉施設への長期拘禁は、人間の時間的、空間的感覚を奪い、大変な苦痛を伴うものであり、人道に反するという観点から、西日本入国管理センターに収容されている以下の方の仮放免を求めます。

- 1 > 難民申請者及び退去強制処分を不服として訴訟を起こしている者
- 2 > 日本人の配偶者及び在留資格（定住、永住）のある外国人の配偶者
- 3 > 収容継続のままでは適切な治療ができない罹病者、及び貴センター収容設備では腰痛など身体に支障がでる者

入管問題かんさい支援ネットワーク

RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）／（社）アムネスティ・インターナショナル大阪難民チーム／西日本入管センターを考える会／TRY（外国人労働者・難民と共に歩む会）／日中友好雄鷹会大阪府本部／日本ビルマ救援センター

なまえ	じゅうしょ